

第5章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進に向けて

地域福祉計画は、市民が中心に展開する計画です。本計画に位置付けた「つ…つくりあげよう、や…やさしさとぬくもりあふれる、ま…まちを ちいきを、し…しみんみんなのちえと ちからで」を基本理念とし、「みんなで支え合うまちづくり」「安全・安心なまちづくり」「活力あふれるまちづくり」「福祉サービスが充実したまちづくり」を基本目標として展開するため市民、地域・団体、事業者、社会福祉協議会、行政と多様な主体が連携（ネットワーク）を組みながら※協働で進めていくことが重要であります。

そのため、さまざまな主体が地区の特徴や課題を改めて理解し、それらを踏まえた取組を地域みんなで共有し、地域福祉の向上に努めていきます。



主体	協働内容
市民	福祉サービスの受け手だけでなく、地域課題の解決に向けて、地域福祉の担い手として積極的に行動します。
地域・団体 (町内会、NPOなど)	地域で生活する人を一人も見逃すことなく、いきいきと生活できるよう、さまざまな場や機会、仕組みをつくり、運営します。
事業者	地域課題や一人ひとりが抱えている悩みなどの解決に向けて、専門的なサービスの提供や助言などを積極的行います。
社会福祉協議会	地域福祉を推進する中核的な役割とともに地域課題の解決に向けて、必要な助言や地域・団体や事業者などを積極的に支援します。
行政（津山市、岡山県など）	地域福祉推進のために、各種の福祉サービスをより効率的、効果的に実施するとともに、市民等による自主的な活動を支援し、市民や地域・団体・事業者との協働を進めます。

第2節 計画の進行管理

この計画は、地域福祉推進に向けた基本的な理念、地域と行政等の協働と役割分担について、地域と行政等による支え合い・助け合いの仕組みづくりについて示しています。具体的な施策・事業については、個別計画において身近な地域の状況や課題などを踏まえた取組が示されており、関係機関・関係部署と本計画との連携を図っていきます。

計画に掲げる基本目標を達成していくために、その達成状況や施策の実施状況について点検・評価を行い、必要があれば計画の具体的施策等の追加・見直しを行うとともに、次期計画の策定に活かせるよう取り組んでいきます。

また、計画策定後も、地域福祉計画策定・推進会議（PT会議）を継続し、地域福祉計画の推進を図っていきます。

第3節 地域福祉活動計画との連携

この計画は、地域福祉推進の基本的な方針・方向性を示しています。また、社会福祉協議会が策定している「地域福祉活動計画」では、「地域福祉計画」の具体的な施策の実施について示されている行動計画です。互いの計画の相互連携を図っていき地域の生活課題や発掘・発見を進め、地域資源やサービス・事業を充実し、地域福祉の向上に努めていきます。